

安田町運動部活動ガイドライン

平成30年10月

安田町教育委員会

目 次

はじめに	・・・ 1
1 基本方針	・・・ 1
2 適切な運営のための体制整備	・・・ 1
(1) 運動部活動の方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
3 合理的かつ効率的、効果的な活動の推進のための取組	・・・ 2
(1) 適切な指導の実施	
(2) 運動部活動用指導手引の普及・活用	
4 適切な休養日等の設定	・・・ 3
5 学校の実態に即したスポーツ環境の整備	・・・ 3
(1) 学校の実態に即した運動部の設置	
(2) 地域との連携	
6 学校単位で参加する大会等の見直し	・・・ 3
7 その他	・・・ 4

はじめに

本ガイドラインは、国が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び県が示した「高知県運動部活動ガイドライン」を受け、安田中学校運動部活動改革に向けた具体的取組について示すものである。

学校においては、本ガイドラインの趣旨を十分理解し、現状の把握から課題解決に向けた取組を進める中で、持続可能な運動部活動の構築を目指すことを期待する。

1 基本方針

運動部活動が、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、最適に実施されることを目指し、以下の点を基本方針とする。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことを目的に、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的かつ効率的、効果的に取り組むこと
- 学校が主体的に運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

2 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

- ア 校長は、本ガイドラインに則り、自校の「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。
- イ 運動部顧問は、活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- ウ 校長は、上記アの活動方針等を公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒数や教師の数、配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。
- イ 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌等を勘案して行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導・運営に係る体制の構築を図る。

ウ 校長は、活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、必要に応じて指導・是正を行う。

エ 校長は、教師の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3 合理的かつ効率的、効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」及び県教育委員会が平成 26 年 3 月に作成した「運動部活動全体計画ハンドブック」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切にとることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながることを正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導に努める。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得たうえで指導を行う。

(2) 運動部活動用指導手引きの普及・活用

ア 中央競技団体が今後策定する予定の運動部活動における合理的かつ効率的、効果的な活動のための指導手引（競技レベルに応じた 1 日 2 時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、運動部顧問や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）の周知・活用を推進する。

イ 運動部顧問は、指導手引等を活用して、2（1）に基づく指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

- 学期中は、週当たり2日以上休養日を設定する。休養日は、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、一定期間の休養日を設定する。
- 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、合理的かつ効率的、効果的な活動を行う。
- 定期試験前後の一定期間等、学校全体の部活動休養日を設定する。

5 学校の実態に即したスポーツ環境の整備

(1) 学校の実態に即した運動部の設置

ア 校長は、学校の実態に即した運動部を設置する。

イ 生徒数の減少により、安田中学校単一で特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれないよう、合同部活動等の取組に努める。

(2) 地域との連携

ア 町教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った環境整備を進める。

イ 町教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒の活動場所が確保できるように、学校体育施設開放事業を推進する。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

7 その他

ア 陸上大会や駅伝競走大会、その他部活動に準ずる活動については、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、たうえで校長が判断するものとする。

イ 文化部活動においては、適切な休養日等の設定に関しては、本ガイドラインを原則として適用する。